平成２５年（フ）第１２０号
東京都府中市南町１丁目49番地の２ハイツピコット102
債務者　山本　定光
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２１号
東京都府中市南町１丁目49番地の２ハイツピコット102
債務者　山本ひめ子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３９号
横浜市港南区大久保２丁目26番35号　ビューラーオークボＣ201号
債務者　小島いずみ
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
愛媛県大洲市西大洲甲699番地
債務者　磯﨑　和枝
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前11時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１号
熊本県阿蘇市狩尾1226番地
債務者　下村　正明
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前11時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第２号
熊本県阿蘇市狩尾1226番地
債務者　下村　時子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前11時20分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第３号
熊本県阿蘇市小里184番地
債務者　佐々木ミネ子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第３１号
北海道帯広市西11条南12丁目４番地８　メルセ西11―207号室
債務者　小川　　徹
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
北海道帯広市西16条南５丁目12番20号
債務者　杉山　敏之
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
北海道帯広市西22条南３丁目25番地19
債務者　高橋　友子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
北海道帯広市西２条南24丁目13番地　鹿瀬ハイツ201号室
債務者　田中真優美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
東京都町田市金森７丁目18番４―611号
債務者　鈴木　康宏
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９１号
静岡市葵区足久保口組672番地の77
債務者　山中　喜香
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３号
愛知県豊川市千両町下西の谷２番地　県営千両住宅７棟202号
債務者　片桐　浩子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２９号
熊本県八代市海士江町2675番地１
債務者　白井　唯子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月20日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部